

○国立大学法人鹿児島大学資金運用管理細則

令和7年12月4日

細則第8号

国立大学法人鹿児島大学資金運用管理細則(平成31年細則第5号)の全部を改正する。

(運用の目的)

第1条 この細則は、国立大学法人鹿児島大学資金管理規則(令和7年規則第81号)第13条第2項の規定に基づき、資金の運用について必要な事項を定め、資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第2条 資金の運用に当たっては、将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

(運用の範囲)

第3条 運用の対象とする資金の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。)第47条の規定により運用する業務上の余裕金(以下「一般余裕金」という。)
- (2) 法第33条の5第2項に規定する業務上の余裕金の認定を受けた別表に掲げるもの(以下「特定余裕金」という。)

(運用の対象)

第4条 一般余裕金の運用対象は、別表1に掲げるものとする。

2 特定余裕金の運用対象は、別表1及び別表2に掲げるものとする。

(運用の方法)

第5条 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、第1条に掲げる運用の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。

(集中投資の回避)

第6条 特定余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券(外国企業の債券及びコマーシャルペーパーを含む。)を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、特定余裕金の総額の30%を超えないものとする。

(投資信託の取得時における留意事項)

第7条 別表2第2のイ(同表中第2のエであって、第2のイの性質を有するものを含む。)の方法により運用を行う場合には、そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応することとする。

(デリバティブ取引の留意事項)

第8条 有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくは

はオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引等(デリバティブ取引)の取扱いについて、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクの一時的なヘッジ(売りヘッジ)又は原資産の一時的な代替(買いヘッジ)を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないこととする。

(基本ポートフォリオ)

第9条 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、中長期的な観点から運用対象資産の基本ポートフォリオを策定し、資産配分を維持するよう努める。

2 基本ポートフォリオは毎年度検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。

(運用の評価)

第10条 運用の評価については、中長期観点到に立脚し、運用実績等の数値による定量評価及び組織、情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

(資金運用責任者)

第11条 本学における資金の運用について統括する者として、資金運用責任者を置き、財務を担当する理事をもって充てる。

2 資金運用責任者は、規則第4条に規定する国立大学法人鹿児島大学資金運用管理委員会(以下「委員会」という。)において、年度ごとに資金の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)及び四半期ごとに資金の運用に関する計画(以下「運用計画」という。)の案を作成し、委員会の議を経て学長に提出するものとする。

3 学長は、前項に規定する運用方針及び運用計画の案を、国立大学法人鹿児島大学役員会(以下「役員会」という。)の議を経て決定するものとする。

(委員会)

第12条 本学における資金の運用を適切に管理するため、委員会を置く。

2 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 資金運用責任者

(2) 財務部長

(3) 本学の役員又は職員以外の者で金融商品に関する知識を有するもの 2人以上

(4) その他学長が必要と認めた者

3 委員会は5人以上で構成し、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 業務として2年以上の資金運用に係る実務経験を有する者が1人以上含まれること。

(2) 前項第3号委員に、本学同窓会会員又は本学に対して寄附を行った者が1人以上含まれること。

4 第2項第3号及び第4号の委員は、学長が委嘱する。

5 第2項第3号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
(会議)

第14条 委員会は、第12条第2項第3号の委員が1人以上出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第15条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 第9条に規定する基本ポートフォリオに関すること。

(2) 運用体制及びリスク管理体制に関すること。

(3) 運用方針及び運用計画に関すること。

(4) 資金運用にかかる情報公開に関すること。

(5) 運用状況の監視に関すること。

(6) その他資金運用に関すること。

(開催)

第16条 委員会は、四半期に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(資金の運用)

第17条 資金運用責任者及び財務部職員は、運用方針及び運用計画に基づき、資金の運用を行うものとする。

2 金融商品の預入先については、信用格付業者による格付で少なくとも1社において「A」相当以上を取得しており、いずれも「BB」相当以下が無いことかつ自己資本比率が海外に営業拠点を有する金融機関は8%以上、海外に営業拠点を有しない金融機関は4%以上であることを要件とする。

3 金融機関の選定については、預入等の額、期間及び種類を提示して、利率及び収益等の見積を徴し、最終収益の最も高い商品を提示した金融機関を選定するものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第18条 資金運用責任者は、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券が、取得後にいずれの信用格付業者による格付も「A」相当未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、特定余裕金の総額の2.5%を超えないものとする。

(倫理規定)

第19条 資金運用責任者及び財務部職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持

を図るために必要な事項については、国立大学法人鹿児島大学職員倫理規則(平成16年規則第61号)に規定するところによる。

(運用報告)

第20条 資金運用責任者は、少なくとも半期ごとに、次に掲げる事項を記載した運用報告書を作成し、委員会に報告するものとする。

- (1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- (2) 運用資産構成比率
- (3) 各金融商品別の運用の実績
- (4) 取引銀行、社債券、約束手形等の格付等リスク状況

2 資産運用責任者は、前項の規定による報告後、速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議を行うものとする。

(運用実績等の情報公開)

第21条 学長は、半期ごとに、特定余裕金の運用実績及び委員会の開催状況を公開しなければならない。

(監査)

第22条 資金運用責任者は、前年度の余裕金の運用実績について、会計監査人及び監事の監査を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 この細則の改廃は、委員会の議を経て行う。

(雑則)

第24条 この細則に定めるもののほか、資金運用管理に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この細則は、令和7年12月4日から施行する。

別表1(第4条関係)

金融商品名等	備考
1 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他文部科学大臣の指定す	文部科学大臣の指定する有価証券は、以下のとおりとする。 1 「特別の法律により法人の発行する債券」においては、特殊法人等が発行する債券であって、長期債格付又は発行体格付が、金融商品取引法第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。

<p>る有価証券</p>	<p>なお、国立大学法人等及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の発行する債券等は除く。</p> <p>2 「金融債」においては、特定の金融機関が発行する債券であって、長期債格付又は発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。</p> <p>3 「社債」においては、金融機関以外の株式会社等が発行する債券であって、担保付き普通社債又は物上担保付き社債のうち、長期債格付又は発行体格付が信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。</p> <p>なお、上記社債については、普通社債のみを対象とする。</p> <p>4 「貸付信託の受益証券」においては、貸付信託法第2条第1項に基づく貸付信託において、受益権を表示した有価証券に限る。</p> <p>5 「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの」においては、長期債格付又は発行体格付が信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「AA」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。</p>
<p>2 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金</p>	<p>文部科学大臣の指定する金融機関は、商工組合中央金庫、信用金庫、信金中央金庫とする。</p>
<p>3 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託</p>	<p>元本保証のある金銭信託に限る。</p>

1 金融商品名等は、準用通則法第47条、平成20年3月28日付け文部科学省告示第32号及び国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務上の余裕金の運用に関し文部科学大臣の指定する有価証券の指定について(平成20年3月28日文部科学省高等教育局長通知)によ

る。

別表2(第4条関係)

区分	金融商品名等	備考	
第1	ア	貯金又は外貨建の預金	決済用(為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの)に限る。
	イ	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券	長期債格付又は発行体格付が、金融商品取引法第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。
	ウ	金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの	長期債格付又は発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。
	エ	金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの	短期債格付又は発行体格付が、どの信用格付業者においてもa-3相当以下の格付がないものに限る。
第2	ア	貯金又は外貨建の預金	本表第1のアに該当するものを除く。
	イ	金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券	当該投資信託又は外国投資信託の対象が準用通則法第47条第1号に掲げる有価証券、本表第1のアからエまでの有価証券等又は第2のアからエまでの有価証券等であるもの
	ウ	金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債権又は外国投資証券	当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がない

		ものに限る。
エ	金融商品取引法第2条第1項第17号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第1号から第5号、第12号及び第15号に掲げる証券又は証書の性質を有するものであり、かつ、外貨建のもの	当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券を発行する発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「AA」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないもの

- 1 区分等は、国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準(平成29年3月31日文部科学大臣決定、平成30年5月9日一部改正)による。